

御殿場市フィルムコミッション事業撮影支援要領

1. 目的

御殿場市（以下「市」）では市の知名度や地元に対する愛着度の向上を目指し、NPO 御殿場フィルムネットワーク（以下「NPO」）と協働し、「御殿場市フィルムコミッション」（以下「FC」）としてドラマや映画などの撮影を誘致し、撮影が円滑に進行するよう支援するフィルムコミッション事業を推進しています。この要領は、フィルムコミッション事業において撮影を支援するにあたり、申請のあった撮影が適格であるか判断するため定めるものです。

2. 撮影支援要件

FCは下記の要件を満たす撮影のみ、撮影支援することとします。

- (1) 撮影希望者は市に企画書等を提出し、撮影内容・撮影スケジュールを報告すること
※NPOを経由した提出も認める
- (2) 撮影希望者（団体の場合は担当者）の氏名・連絡先を市へ報告すること
※NPOを経由した報告も認める
- (3) 撮影希望地の使用許可が取得可能な場所であること
- (4) 撮影時に市職員またはNPO担当者の撮影への立ち会いを受け入れること
- (5) その他の事項について令和2年8月25日に内閣府が策定した「ロケ撮影の円滑な実施のためのガイドライン」を遵守すること

3. 撮影支援できない事項

FCは下記の事項に該当する撮影を支援することができません。

- (1) 撮影内容が市のイメージを損なう恐れのあるもの
- (2) 撮影内容が公序良俗に反するもの
- (3) 撮影内容が実施不可能なもの
例) 近隣住民への迷惑となるもの、撮影後に撮影地を原状復帰できないもの、撮影規模・体制や関係者の居住地を鑑み、コロナ禍では実施できないと判断されるもの

4. 撮影支援内容

FCは下記の内容を支援することとします。

- (1) 撮影希望地の紹介
- (2) 撮影希望地の使用許可申請の補助
- (3) 現地における土地所有者・管理者との調整
- (4) エキストラ・食事の手配
- (5) 宿泊場所の紹介
- (6) FCのSNSによる情報公開後の広報

5. 撮影希望者に対するお願い

FCは撮影希望者に対して下記の内容を要望することとします。

- (1) 法令、条例を遵守すること
- (2) ロケ、撮影を行う際は、担当者を決め責任の所在を明らかにすること
- (3) 現場周辺住民の生活に支障が生じないように配慮し、必要があるならば対策を徹底すること
- (4) 施設管理者の撮影条件等を守ること
- (5) 新型コロナウイルス等感染症防止対策を徹底すること
- (6) 事故、トラブル等が発生した場合は速やかに的確な対応を講じると共に、FCに連絡すること
- (7) 撮影などの中止、内容やスケジュール、その他計画に変更が生じた場合には、速やかにFCに連絡すること(中止などによって損害がでた場合は制作者の責任で対処すること)
- (8) エキストラのロケにかかわる安全確保を徹底し、保険に加入すること。万が一、事故が発生した場合は責任ある対処をすること
- (9) 撮影などの終了後は、使用した施設などの原状回復、清掃をすること
- (10) 作品のエンドクレジット等に「御殿場市フィルムコミッション」の名称を掲載すること
- (11) FCによるロケ現場の撮影を許可すること(撮影希望者に事前に相談)
- (12) 支援実績としてFCが制作する出版物、ホームページなどで作品名などの情報を公表することを、予め了承すること(掲載時の写真の使用、内容は事前に撮影希望者に相談)